省令

○国土交通省令第五十七号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十五条第一項第十一号、第三十三条第二項（同法第三十四条第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条、第四十条及び第七十条の規定に基づき、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第六条**　（略） ２　国土交通大臣は、登録申請者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第二十八条第二項において同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条の二第三項第一号イ及び第二十八条第二項において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。 ３・４　（略） （住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者） **第九条**　法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　次のいずれにも該当する者 イ　管理受託契約の締結に関する実務についての講習であって、次条から第九条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）を修了した者でないこと。 ロ　人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分の取引又は管理に関する契約の締結に関する実務に従事した期間が通算して二年以上である者でないこと。 ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の能力を有すると認めた者でないこと。 二　（略） （登録の申請） **第九条の二**　前条第一号イの登録は、登録実務講習の実施に関する事務（以下「登録実務講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。 ２　前条第一号イの登録を受けようとする者（以下この条において「登録実務講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　登録実務講習事務申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　登録実務講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地 三　登録実務講習事務を開始しようとする年月日	（登録申請書の添付書類） **第六条**　（略） ２　国土交通大臣は、登録申請者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第二十八条第二項において同じ。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十八条第二項において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。 ３・４　（略） （住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者） **第九条**　法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められない者 二　（略） （新設）